

様式第12号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証

住所(所在地)

高岡市福岡町本領1053番地1

氏名(名称及び代表者氏名)

株式会社HARITA

代表取締役 張田 真

複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の許可を受けた者であることを証します。

令和8年3月18日

射水市長 夏野 元志



許可番号	射環許可第1460号
許可期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
事業の範囲	1. 事業系一般廃棄物。 2. 射水市内から排出され、市で処理困難である一般廃棄物。 3. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法第2条に定めるもの。 4. 射水市内の家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用廃棄物のうち同法第9条に規定する特定家庭用機器廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物(以下「家電小売店引取り義務外家電品」という。)に限る。なお、家電小売店引取り義務外廃家電品については、同法第17条の規定に基づき設置される指定引取場所(以下「指定引取場所」という。)のうち高岡市内に設置される指定引取場所への積み下ろしに限る。積替え保管については、射水市新堀34-11(保管面積10平方メートル)において家電小売店引取り義務外廃家電を積替え保管する場合に限る。
事業区域	射水市内
許可の条件	法及び条例等の関係法令を遵守し、当該廃棄物の取扱能力を最大限に発揮するとともに、住民サービスに万全を期すること。 毎月の収集量を翌月の5日まで射水市環境課へ報告すること。
許可の更新又は変更の状況	射環許可第30-6号を更新 射環許可第2-21号を更新 射環許可第4-6号を更新 射環許可第6-18号を更新